

入札公告例(事後審査・持参方式)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○

入札に付する委託業務の概要に関する事項		
事業年度・業務番号	〇〇第〇号	
業務名称	〇〇〇〇業務	
業務場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内	
業務概要	延長〇〇メートル 幅員〇〇メートル	
業務期間	〇〇日間(〇〇年 月 日まで)	
予定価格	〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)	【注1】 (A)
予定価格(税抜き)	〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を除く。)	
予定価格	事後公表	
予定価格(税抜き)	事後公表	
最低制限価格	設定有り・事後公表	
調査基準価格	設定有り・事後公表	
業務形態	単体企業	
業務形態	単体企業又は事業協同組合等	
本業務は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。		【注4】 (B)
本業務は、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象業務である。		【注5】 (A)
本業務は、低入札価格調査制度の対象業務である。		【注5】 (B)
支払条件	前払金	有・無 有(ただし、1件の契約金額が100万円以上となる場合に限る。)
	部分払	有・無
各会計年度における委託金の支払限度額	【〇〇年度 委託金の約〇〇%の金額】 【〇〇年度 委託金の約〇〇%の金額】	【注6】

入札に参加する者に必要な資格に関する事項
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
和歌山県発注業務で入札書を提出した日の3か月前から落札決定の日までに60点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。また、和歌山県発注業務で入札書を提出した日の6か月前から落札決定の日までに55点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。なお、業務成績評定結果再通知により上記の条件を満たさなくなった場合はこの限りでない。
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
① 子会社等と親会社等の関係にある場合
② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合
① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合
② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

【認定条件(建コンA1)(建コンA2)(建コンB1)(建コンB2)(建コンC)(補償A)(補償B1)(補償B2)】 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	○・○年度入札参加資格審査により○○部門の認定を受けていること。	【注7】 (ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(サ)(シ)(ス)
【認定条件(総合A)(総合B)(総合C1)(総合C2)】 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	○・○年度入札参加資格審査により建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の○○部門の認定を受けていること。	【注7】 (カ)(キ)(ク)(ケ)
【認定条件(設備)】 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	○・○年度入札参加資格審査により建築関係建設コンサルタント業務(建築設備)の○○部門の認定を受けていること。	【注7】 (コ)
【認定条件(測量A)(測量B)】 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	○・○年度入札参加資格審査により測量一般の認定を受けていること。	【注7】 (セ)(ソ)
【認定条件(航空)】 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	○・○年度入札参加資格審査により航空測量の認定を受けていること。	【注7】 (タ)
【認定条件(地質調査A)(地質調査B)】 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	○・○年度入札参加資格審査により地質調査業務の認定を受けていること。	【注7】 (チ)(ツ)
【登録条件(建コンA2)】 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による登録を受けている者であること。		【注7】 (イ)
【登録条件(建コンB2)(建コンC)】 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により□□部門の登録を受けている者であること。		【注7】 (エ)(オ)
【登録条件(補償A)】 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)により登録を受けている者であること。		【注7】 (サ)
【登録条件(補償B1)(補償B2)】 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)により○○部門の登録を受けている者であること。		【注7】 (シ)(ス)
【登録条件(補償B1特)(補償B2特)】 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)により△△部門の登録を受けている者であること。		【注8】
【登録条件(地質調査B)】 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)による登録を受けている者であること。		【注7】 (ツ)
【所属条件(建コンA1)】 技術士、技術管理者、シビルコンサルティングマネージャのいずれかが所属している者であること。		【注7】 (ア)
【所属条件(建コンA2)】 技術士、技術管理者、シビルコンサルティングマネージャのうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。		【注7】 (イ)

【所属条件(建コンB1)】 技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)、技術管理者(●●部門)、シビルコンサルティングマネージャ(●●を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。	【注7】 (ウ)	
【所属条件(建コンB2)】 和歌山県内に住所又は本店を有する者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)、技術管理者(●●部門)、シビルコンサルティングマネージャ(●●を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。	【注9】 (A)
【所属条件(建コンB2特)】 和歌山県内に住所又は本店を有する者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)、技術管理者(●●部門)、シビルコンサルティングマネージャ(●●を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)、技術管理者(△△部門)、シビルコンサルティングマネージャ(△△を専門技術部門とする者)のいずれかが所属している者であること。	【注9】 (B)
【所属条件(建コンB2)】 和歌山県内に住所又は本店を有しない者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が2名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。	【注9】 (A)
【所属条件(建コンB2特)】 和歌山県内に住所又は本店を有しない者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が2名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)が〇名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により△△部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。	【注9】 (B)
【所属条件(建コンC)】 技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が3名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。	【注10】 (A)	
【所属条件(建コンC特)】 技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が3名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)が〇名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により△△部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。	【注10】 (B)	
【所属条件(総合A)】 一級建築士が1名以上所属している者であること。	【注7】 (カ)	
【所属条件(総合B)】 一級建築士が2名以上所属している者であること。	【注7】 (キ)	
【所属条件(総合C1)】 一級建築士が2名以上、かつ、一級建築士を1.0ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上所属している者であること。	【注7】 (ク)	
【所属条件(総合C2)】 一級建築士が20名以上所属している者であること。又は、事業協同組合等で一級建築士を50名以上有する者であること。	【注7】 (ケ)	
【所属条件(補償B2)】 和歌山県内に住所又は本店を有していない者については右の要件に該当する者であること。	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)第14条により登録を行った〇〇部門の補償業務管理士(以下「補償業務管理士」という。)が1名以上所属する者であること。 当該補償業務管理士は、登録規程に基づく、どの部門の補償業務管理者ともなっていないこと。	【注7】 (ス)
【所属条件(測量B)】 測量士、測量士補合わせて3名以上が所属している者であること。	【注7】 (ソ)	
【地域要件(建コンA1)(測量A)(測量B)】 〇〇振興局建設部、〇〇振興局建設部、〇〇振興局建設部又は〇〇振興局建設部管内に住所又は本店を有する者であること。	【注7】 (ア)(セ)(ソ)	
【地域要件(建コンA2)(建コンB1)(総合A)(総合B)(設備)(補償A)(補償B1)(地質調査A)(地質調査B)】 和歌山県内に住所又は本店を有する者であること。	【注7】 (イ)(ウ)(カ)(キ)(コ)(サ)(シ)(チ)(ツ)	

<p>【地域要件(建コンB2)(建コンC)(補償B2)(航空)】 和歌山県内に住所、本店又は和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準(平成20年5月12日施行)に基づく認定を受けた支店若しくは営業所等を有する者であること。</p>	<p>【注7】 (エ)(オ)(ス)(タ)</p>
<p>【(総合A)(総合B)(総合C1)(総合C2)】 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条に基づく建築士事務所の閉鎖期間中でない者であること。</p>	<p>【注7】 (カ)(キ)(ク)(ケ)</p>
<p>【実績条件(建コンA1)(建コンA2)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の土木関係建設コンサルタント業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で土木関係建設コンサルタント業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (ア)(イ)</p>
<p>【実績条件(補償A)(補償B1)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の当該業務と同一部門の実績を有する者であること。同一部門とは、□□部門とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で当該部門の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (サ)(シ)</p>
<p>【実績条件(建コンB1)(建コンB2)(補償B2)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の当該業務と同一部門の実績を有する者であること。同一部門とは、□□部門とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で当該部門の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (ウ)(エ)(ス)</p>
<p>【実績条件(総合A)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (カ)</p>
<p>【実績条件(総合B)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (キ)</p>
<p>【実績条件(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の当該業務と同種業務の実績を有する者であること。同種業務とは、〇〇〇〇とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する高度技術業務認定審査部会で同種業務の実績を有する者と同等の能力を認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (オ)(ク)(ケ)</p>
<p>【実績条件(設備)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の建築関係建設コンサルタント業務(建築設備)の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務(建築設備)の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (コ)</p>
<p>【実績条件(測量A)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の測量一般業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で測量一般業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (セ)</p>
<p>【実績条件(測量B)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ若しくはエ)に定める法人発注の測量一般業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で測量一般業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (ソ)</p>

<p>【実績条件(航空)】 ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の航空測量業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で航空測量業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (タ)</p>
<p>【実績条件(地質調査A)(地質調査B)】 ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の地質調査業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で地質調査業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。</p>	<p>【注7】 (チ)(ツ)</p>
<p>【(航空)】 航空機を所有している者であること、又は航空機利用の委託契約を行っている者であること。</p>	<p>【注7】 (タ)</p>

高度技術業務認定審査部会に関する事項

<p>【(建コンC)】 次に掲げるいずれかの条件を満たしている場合は高度技術業務認定審査部会に申請することができる。 ・市町村、民間発注業務で同種業務の実績を有している者 ・所属する技術士に国、都道府県、政令指定都市又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務で同種業務の実績を有している者</p>	<p>【注7】 (オ)</p>	
<p>【(総合C1)(総合C2)】 次に掲げるいずれかの条件を満たしている場合は高度技術業務認定審査部会に申請することができる。 ・市町村、民間発注業務で同種業務の実績を有している者 ・所属する一級建築士に国、都道府県、政令指定都市又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務で同種業務の実績を有している者</p>	<p>【注7】 (ク)(ケ)</p>	
<p>【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 申請は同種業務実績同等能力認定申請書を持参することにより行うものとする。</p>	<p>【注7】 (オ)(ク)(ケ)</p>	
<p>【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 同種業務実績同等能力認定申請書は技術提案作成要領に添付している別紙申請様式1及び2により作成するものとする。</p>	<p>【注7】 (オ)(ク)(ケ)</p>	
<p>【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 申請日</p>	<p>○○年 月 日() 時から 時まで</p>	<p>【注7】 (オ)(ク)(ケ)</p>
<p>【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 受付場所</p>	<p>○○市○○○○ ○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○(直通)</p>	<p>【注7】 (オ)(ク)(ケ)</p>
<p>【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 審査結果通知予定日</p>	<p>○○年 月 日()</p>	<p>【注7】 (オ)(ク)(ケ)</p>

入札参加手続等に関する事項

<p>本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。</p>	
<p>現場説明会は、行わない。</p>	
<p>技術資料作成要領は、入札情報システムに掲載する。</p>	<p>【注11】 (A)</p>
<p>技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。 交付期間 ○○年 月 日()から○○年 月 日()までの休日等を除く日の午前10時から午後4時まで 交付場所 ○○市○○○○ ○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○(直通)</p>	<p>【注11】 (B)</p>
<p>仕様書等は、入札情報システムに掲載する。</p>	<p>【注11】 (A)</p>
<p>仕様書等は、下記の閲覧期間及び場所等で閲覧するものとする。 閲覧期間 技術資料作成要領の交付期間に同じ。 閲覧場所 技術資料作成要領の交付場所に同じ。</p>	<p>【注11】 (B)</p>

仕様書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)を持参すること。		【注12】
仕様書等に対する質問及び回答		
受付期間 ○○年 月 日()から○○年 月 日()までの○日間		
受付方法 実施要領に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。		
受付場所 ○○市○○○ ○○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○(直通) ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○ e-mail ○○○○@pref.wakayama.lg.jp		
回答予定日 ○○年 月 日()		
回答の閲覧方法 入札情報システムに掲載する。		【注11】 (A)
回答の閲覧方法 上記受付場所に掲示する。		【注11】 (B)

入札等に関する事項		
開札日時及び場所	開札日時 ○○年 月 日()午後○時から 開札場所 ○○市郡○○○○ ○○○○ ○階○○○号室	
入札書等の提出について		
入札参加者は、入札書等を封筒に入れ、封筒の表面に、事業年度・業務番号、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、「開札予定日時及び場所」に示した場所に持参し提出すること。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。		
調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者は、低入札要領に基づく低入札価格調査意向確認書を入札書に添付するものとする。		【注5】 (A)
入札書等の提出期限は、「開札予定日時及び場所」に示した開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間(以下「提出期間」という。)とする。		
入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。		
<封筒の記載例> 事業年度・業務番号 ○○年度○○○第○○○号 業務名 ○○○○○業務 業務場所 ○○市○○町○○地内 商号又は名称 担当者の所属及び氏名 ○○○○ 担当者連絡先 電話番号 ○○○-○○○-○○○○ ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○		
提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。		
一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。		
実施要領第10条の2に掲げる入札書は不受理とする。		
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
開札日において、実施要領第12条第1号から第9号までのいずれにも該当しない者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。		【注13】
実施要領第12条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。		

開札等に関する事項		
開札状況の公表予定日	○○年 月 日()	
落札予定日	○○年 月 日()	
入札結果の公表	落札決定後速やかに。	
公表方法	開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。	【注11】 (A)

公表方法	開札状況及び入札結果は、発注機関において閲覧により公表するものとする。	【注11】 (B)
------	-------------------------------------	---------------------

審査に関する事項		
入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された技術資料等により行う。		
一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。		

低入札価格調査に関する事項		
入札書等の提出時に低入札価格調査を受ける意思があるとして低入札価格調査意向確認書を提出した者は、入札情報システム等で公表される入札経過書において、調査基準価格を自ら確認し、自己の入札金額が調査基準価格を下回っている場合には、開札状況の公表日から起算して3日以内(休日等を除く。)に低入札要領に基づく調査様式を提出すること。		【注5】 (A)
調査様式の提出について		
提出方法	直接持参の上提出すること。	
提出場所	仕様書等に対する質問の受付場所と同じとする。	
開札後、低入札調査基準価格を下回っている者には、低入札要領に基づく関係様式の提出を求めるものとする。		【注5】 (B)

総合評価に関する事項		【注4】 (B)
落札者の決定方法		
入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者は除くものとする。		
入札執行者は、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。		

落札者の決定方法に関する事項		【注4】 (A)
予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最も低い価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とする。		

契約に関する事項		【注14】
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。		
低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を委託金額の10分の3以上とする。ただし、特別重点調査による低入札価格調査を受けた者との契約又は意向確認設定案件による低入札価格調査を受けた者との契約については、上記の取扱に加え、次のとおり取り扱うものとする。 ・主任技術者を専任で配置するものとする。 ・県と契約を行った者が自ら行う照査に加えて、第三者照査を実施するものとする。		
落札決定後、入札公告で示した消費税及び地方消費税の税率と異なる税率が適用される契約については、後日、適用される税率による契約又は契約の後に変更契約を行うこととする。		

注意事項		
業務費内訳書の様式については、電子入札システムの「電子入札運用基準・様式・実施要領等」に掲載する。		
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。		
この公告に関して訂正事項がある場合は、〇〇年 月 日()までに入札情報システムのこの公告案件の添付ファイル一覧に「訂正のお知らせ」として掲載する。		

この入札公告における用語の定義	
「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム(https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/)をいう。	
「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。	
「運用基準」とは、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年6月1日施行)をいう。	
「実施要領」とは、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領(平成20年10月15日制定)をいう。	

「技術士」とは、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士の資格を有する者をいう。
「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者をいう。
「シビルコンサルティングマネージャ」とは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格試験の合格者をいう。
「一級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の規定に基づく一級建築士をいう。
「二級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項の規定に基づく一級建築士をいう。
「木造建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第4項の規定に基づく一級建築士をいう。
「測量士」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士をいう。
「測量士補」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士補をいう。
「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。
「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。
「入札時に提出を求める技術提案」とは、総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して提出を求める書類をいう。
「意向確認書」とは、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
「入札書等」とは、入札書並びに入札書に添付する業務費内訳書、入札時に提出を求める技術提案(総合評価を行う場合に限る。)及び意向確認書(低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。)をいう。
「低入札要領」とは、低入札価格調査実施要領【建設工事に係る委託業務】(令和元年5月23日制定)をいう。

【注1】 予定価格(税抜き)3000万円未満の場合は(A)を、予定価格(税抜き)3000万円以上の場合は(B)を選択して記載する。

【注2】 最低価格落札方式で予定価格(税抜き)3000万円未満の場合は(A)を、それ以外の場合は(B)を選択して記載する。

【注3】 「総合C1」又は「総合C2」の場合は(B)を、それ以外の場合は(A)を選択して記載する。

【注4】 最低価格落札方式の場合は(A)を、総合評価落札方式の場合は(B)を選択して記載する。

【注5】 最低価格落札方式又は総合評価落札方式で予定価格(税抜き)3000万円以上の場合は(B)を、総合評価落札方式で予定価格(税抜き)3000万円未満の場合は(A)を選択して記載する。

【注6】 債務負担の場合に記載する。

【注7】 「建コンA1」の場合は(ア)を、「建コンA2」の場合は(イ)を、「建コンB1」の場合は(ウ)を、「建コンB2」の場合は(エ)を、「建コンC」の場合は(オ)を、「総合A」の場合は(カ)を、「総合B」の場合は(キ)を、「総合C1」の場合は(ク)を、「総合C2」の場合は(ケ)を、「設備」の場合は(コ)を、「補償A」の場合は(サ)を、「補償B1」の場合は(シ)を、「補償B2」の場合は(ス)を、「測量A」の場合は(セ)を、「測量B」の場合は(ソ)を、「航空」の場合は(タ)を、「地質調査A」の場合は(チ)を、「地質調査B」の場合は(ツ)を選択して記載する。

【注8】 「補償B」で関連部門の設定を行う特殊な業務の場合に追加して記載する。

【注9】 「建コンB2」で関連部門の設定を行わない場合は(A)を、「建コンB2」で関連部門の設定を行う特殊な業務の場合は(B)を選択して記載する。

【注10】 「建コンC」で関連部門の設定を行わない場合は(A)を、「建コンC」で関連部門の設定を行う特殊な業務の場合は(B)を選択して記載する。

- 【注11】 入札情報システムを使用する場合は(A)を、入札情報システムを使用しない場合は(B)を選択して記載する。
- 【注12】 設計図書等を電子媒体で配布する場合に記載する。
- 【注13】 予定価格5億円以上で1回目の入札の場合に記載する。
- 【注14】 実際の契約において入札公告で示した消費税率と異なる消費税率が適用となる可能性がある場合に記載する。